

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の 一部を改正する法律案について

1 . 国の役割の強化による不適正処理事案の解決

国は、廃棄物の処理が適正に行われるよう、地方公共団体に対して、必要な援助を与えること及び広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないこととされている。今回、より具体的な措置として、環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県に対し必要な指示ができることとする。

2 . 廃棄物処理施設を巡る問題の解決

廃止後の廃棄物最終処分場の跡地等において土地の形質変更を行うおうとする者に、都道府県知事に対する届出義務を課すとともに、基準に適合しない施行方法について、都道府県知事は、その変更を命ずることができることとする。

廃棄物処理施設において生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事は、その応急措置について、必要な命令を行うことができることとする。

構造上は適正な施設であるにもかかわらず管理者が不在となってしまった廃棄物処理施設については、新たにその管理者になる者に対し、当該施設の設置の許可に関する手続のうち一部を不要とする。

3 . 罰則の強化などによる不法投棄の撲滅

特に危険な廃棄物（硫酸ピッチ）を基準に従わない方法で処理した者や、不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰することとするなど、罰則の強化を図る。